

令和元年司法試験再現答案

刑事系科目

第2問 刑事訴訟法

整理番号	ランク
1	A
2	A
3	A
4	A

1【設問1の小問1】（以下、刑事訴訟法については法令

2名省略。刑事訴訟規則については規則という。）

31. 逮捕・勾留・勾留延長の明文上の要件充足性

4(1) 後述のとおり、本件では身柄拘束後に本件強盗致死事件の取調べも行われている。

5もっとも、逮捕・勾留の要件充足性につき、刑事訴訟法は事件単位原則を採用している

6（199条3項「罪」、200条1項「被疑事実」、203条1項「犯罪事実」）。した

7がって、まずは身柄拘束の被疑事実である本件業務上横領事件につき、逮捕・勾留・勾留

8延長の要件充足性を検討する。

9(2) X社社長が本件業務上横領事件の被害届を提出していること、集金に来た甲に現金
103万円を渡した旨のAの供述、甲がAから集金した3万円をX社に入金したことを裏づけ

11る帳簿類が見当たらなかったことから、甲が本件業務上横領事件を「犯したと疑うに足り

12る相当な理由」（199条1項）はある。甲とX社社長は知り合いであり、甲がX社社長

13に口止めをして罪証隠滅を図る可能性があるから、逮捕の必要性（同条3項、規則143

14条の3）もある。したがって、逮捕の要件充足性は基礎づけられる。

15(3) また、同じ理由から、甲が本件業務上横領事件「を犯したと疑うに足りる相当な理

16由」（203条1項、60条1項柱書）はあり、甲に罪証隠滅のおそれもある（60条1

17項2号）。また、被害金額が現金3万円といえども、業務上横領は重罪であるから、なお

18「勾留の必要」（87条1項）も認められる。したがって、勾留の要件充足性も基礎づけ

19られる。

20(4) さらに、本件では、後述のとおり、I店防犯カメラの調査が必要であったにもかか

21わらず同カメラが平成31年3月14日まで修理中だったためそれまで調査できないとい

22う事情や、Yの取調べが必要であるのにYの出張の関係で平成31年3月16日までYの

23取調べができないという事情があった。上述の甲による罪証隠滅を防止しつつ、上記の調

24 査等をするためには、勾留延長もやむを得ないため、本件では「やむを得ない事由」（25 0 8 条 2 項）もある。したがって、勾留延長の要件充足性も基礎づけられる。

26 2.(1) もっとも、①身柄拘束後の本件の取調べ時間が別件の取調べ時間よりも著しく多
27 い場合や、②ある時点以降は別件の取調べが一切行われなくなったような場合には、逮
28 捕・勾留の必要性が消滅すると解すべきである。

29 (2) ア． 本件では、たしかに本件である本件強盗致死事件についての取調べ合計時間 4
30 0 時間は、別件である本件業務上横領事件についての取調べ合計時間 2 0 時間の 2 倍であ
31 り、著しく多い（①）ため、逮捕・勾留の必要性が消滅したとも思える。

32 イ． しかし、本件では、平成 3 1 年 3 月 2 ～ 6 日、7 日にかけて、甲は「平成 3 0 年 1
33 1 月 2 0 日に A から集金したかどうかは覚えていない。」「事件当日は、終日、パチンコ
34 店の H 店か I 店にいた気もする。」等と供述して、犯人性を否認して、自らのアリバイを
35 主張している。そうである以上、甲のアリバイがあったかどうか調査する必要性が生じてお
36 り、この調査をせずに本件業務上横領事件についての甲の取調べを続行する意義は乏しい。

37 そうであるにもかかわらず、甲のアリバイ調査のために必要な、パチンコ店 I 店の防犯
38 カメラが 3 月 1 4 日まで修理中だったので、この修理後まで甲に対する本件業務上横領事
39 件の取調べ時間は短くならざるを得ないという事情があった。また、甲が A 方に集金に
40 行ったことを裏づけるため、X 社で甲が使用していたパソコンのデータを精査する必要性が
41 あったところ、これに時間がかかるため、それまで本件業務上横領事件についての取調べ
42 時間が短くならざるを得ないという事情があった。さらに、甲の A からの集金と同時期に
43 甲から借金の返済を受けたという Y を取り調べることで、甲の集金と Y への借金返済の関
44 係を調べる必要性があったところ、その Y が出張に行っていたため、Y の取調べが 3 月 1 6
45 日までできず、これも本件業務上横領事件についての取調べ時間が短くならざるを得ない
46 理由の 1 つとなる。

47 したがって、本件では、上の調査が終わるまで、別件である本件業務上横領事件につ
48いての取調べの時間が短くならざるを得ない特別の事情があったといえる。そうである以
49上、本件では、別件と本件との取調べ合計時間の差を前提にしても、なお身柄拘束の必要
50性は消滅していないというべきである。

513. よって、本件逮捕・勾留は適法である。なお、本件では、類型②に当たらないことは
52明らかである。

53 【設問 1 の小問 2】

541. 異なる構成 1

55 (1) まず、逮捕勾留をした捜査官の目的が専ら本件を取り調べる目的であったならば、
56令状主義の潜脱となり、逮捕勾留が違法となるとする構成が考えられる。この構成からは、
57本件で X 社社長が被害届提出を渋っていたにもかかわらず、P が繰り返し説得をして被害
58届の提出を指せていること、この当時、本件強盗致死事件についての証拠は不十分であっ
59たことから、本件逮捕勾留の目的は専ら本件強盗致死事件の取調べにあったと主張される
60と考えられる。

61 (2) しかし、このような構成は採用できない。捜査官の主観を身柄拘束の適法性判断の
62基準とすることは妥当ではないからである（人の頭の中をのぞくことはできない以上、裁
63判官がこれを判断することはできない）。したがって、上の主張はその前提を欠き、妥当
64ではない。

652. 異なる構成 2

66 (1) 私見と同じ規範（小問 1 の 2.(1)）を前提に、本件では、別件についての取調べ時
67間が本件に比べて著しく少ない以上、身柄拘束の必要性が消滅しており、本件逮捕・勾留
68は違法であるとの構成も考えられる。

69 (2) しかし、上述のとおり、本件の事情の下では、なお身柄拘束の必要性は消滅してお

70らず、本件逮捕・勾留は適法である。

71【設問2】

721. 本件では、公判前整理手続きで争点とされていない、甲の詐欺事件についても訴因に
73含めるよう、検察官は訴因変更請求をしている。このような訴因変更は可能か。

74 (1) 公判前整理手続の趣旨は、充実した公判審理を継続的、計画的かつ迅速に実施する
75点にある（316条の2第1項）。したがって、このような公判前整理手続の趣旨を没却
76するような訴因変更は、違法となると解すべきである。

77 (2) 本件では、公判期日において、X社社長が「甲には集金権限がなかった」旨突然証
78言し、Aも「当時、甲に集金権限がないことは知らなかった」旨証言し、甲自身も当時自
79分に集金権限がなかった旨認める供述をした。これにより、甲がAから集金をした当時、
80甲には集金権限がなかったという新事情が、公判前整理手続後に発覚している。検察官が
81訴因変更請求をしたのもこれが原因である。

82 そして、本件業務上横領事件についての訴因と、甲の詐欺事件についての事実とは、甲
83の集金権限の有無を除いてほとんどの事実を共通にしており、新たに新証拠が不要となる
84ことはない。したがって、訴因変更を認めたとしても、審理が遅延することはない。

85 また、検察官が当初から甲の詐欺事件を起訴することができなかったのは、被害届の提
86出時に、X社社長が、甲に集金権限があったかのような供述をしていたのが原因である。
87したがって、本件で、当初から甲の詐欺事件を起訴できなかったのはやむを得ないといえ
88る。さらに、甲自身も、自らに集金権限がなかったことを認めている。

89 (3) 以上を考慮すれば、本件の訴因変更請求は、充実した公判審理を継続的、計画的か
90つ迅速に実施するという公判前整理手続の趣旨を没却するようなものとはいえない。

91 したがって、公訴事実の同一性を害しない限り、訴因変更が認められる。

922. 公訴事実の同一性

93 訴因変更の要件である「公訴事実の同一性」（312条1項）とは、基本的事実関係が
94同一であることを指す。具体的には、a)事実関係の共通性を基本として、b)事実の非両立
95性も補充的に考慮して判断する。

96 本件では、本件業務上横領事件についての訴因と、変更後の訴因とは、主体が甲である
97こと、日時が平成30年11月20日であること、場所がA方であること、甲がAから現
98金3万円を受領したこと、といった多数の点において事実が共通している（a）。また、
99両事実、甲の集金権限の有無という点で非両立である（b）。

100 以上を考慮すれば、両訴因につき、基本的事実関係の同一性が認められ、「公訴事実の
101同一性」が肯定できる。

1023. よって、本件訴因変更請求は適法であるため、裁判所はこれを許可すべきである。

103補足

104 設問1小問2の構成2について、防犯カメラ修理にまで時間がかかる等の事情は、本件
105についての取調べ時間が長くなることを正当化しないとの反論も想定される。

106 しかし、本件についての取調べは任意取調べとして行われているにすぎない上、別件の
107取調べ時間が少なくなる分、裏付け捜査等他の捜査は行われていたことを考えると、やは
108り逮捕勾留の必要は消滅していない。

第1 設問1小問1

1 身体拘束は適法か。

2 別件について取り調べる目的で、本件について逮捕することは、令状主義を潜脱するものであり、身体拘束は違法となると解する。

そして、違法性の判断は、令状請求時に、捜査機関がどのような目的を有していたかを判断することにする。

3 本問では、Pは、本件強盗致死事件で、甲を逮捕するには、証拠が不十分であるため、何か別の犯罪の嫌疑がないかと考え、身辺を捜査していた。そして、本件業務横領事件の存在に気が付き、被害届の提出を渋るX社社長を、繰り返し説得し、被害届の提出を受けた。これらの点に鑑みれば、本件業務横領事件で甲を逮捕し、本件強盗致死事件について取り調べる目的を有していたことは明らかである。

よって、甲の逮捕は違法である。

4 勾留には、適法な逮捕が前置されている必要があるところ、上述の通り、逮捕には重大な違法があり、勾留は違法となる。

第2 設問1小問2

1 異なる結論を導く理論構成としては、逮捕の適法性は、別件について逮捕の要件を満たせばよいという考え方がある。

2 この見解を採用しない理由は、本件基準説によれば違法となり、別件基準説によれば違法とならないからである。私は、本件基準説と別件基準説は、互いに排斥しあう関係ではなく、どちらかで違法といえる場合には、その説を採るべきであると考えている。そして、本問においては、上述の通り、本件基準説からは違法となり、別件基準説からは以下の通り適法となってしまう。そのため、本件基準説を採用することにした。

3 別件基準説に基づいて判断するに、捜査の必要性は、否定できず、そのため、勾留の必要性がなくなったということは出来ない。

4 よって、別件基準説によれば、身体拘束は適法である。

第3 設問3

1 裁判所は、訴因変更を許可すべきか。

2 公訴事実①と②の間に、公訴事実の同一性（312条1項）があるか否かが問題となる。

狭義の公訴事実の同一性の判断は、基本的事実の同一性の有無で判断する。そして、基本的事実が同一か否かは、両公訴事実の時間、場所の近接性、及び、行為態様、被害法益、客体の同一性等の諸般の事情を考慮し、社会通念に従って判断する。

本件では、両公訴事実の時間は同一で、場所も近接している。しかし、被害者が異なるし、行為態様も異なる。そうすると、両公訴事実の非両立性を判断する必要がある。

ここで、公訴事実①は、被告人に売掛金の受領権限があり、同②は、それがない。両事実が時間的に同時期であることからすれば、これは非両立の関係にあるといえる。

よって、両公訴事実、公訴事実の同一性が認められる。

3 公判前整理手続きを経ている点は、316 条の 2 は、審理の迅速性をもとめ、同条の 32 は、新たな証拠調べを禁止している。そうすると、訴因変更は、慎重にすべきである。

本件では、新たな情報が出てきて、やむを得ず変更しており、また、追加の証拠調べ請求がないのであるから、訴因変更は許される。

4 よって、裁判所は、これを許可すべきである。

以上

刑事系科目第2問（刑事訴訟法）

第1. [設問1] について

1. 小問1 について

下線部①の業務上横領罪（以下「別件」とする）での甲の逮捕・勾留、その後の身柄拘束は適法か。甲には強盗致死罪（以下「本件」とする）の嫌疑もあり、取調べも多く時間が本件について割かれているので、別件逮捕として違法とならないかが問題となる。

（1）この点、別件逮捕は本件についての司法審査を潜脱するもので令状主義の趣旨に反するものであるし、別件での身柄拘束の後には本件での身柄拘束も予定されており、不当に身柄拘束が長期化され、厳格な身柄拘束期間を規定（刑事訴訟法 204 条以下）した趣旨を没却することになる。したがって、別件逮捕は重大な違法としてその後の勾留・身柄拘束を違法たらしめるものであるといえる。もっとも、別件逮捕か否かは逮捕者の主観的問題である以上、客観的事実から判断せざるを得ない。そこで、別件逮捕に当たるかは、別件での逮捕をする必要性、本件の捜査の状況、別件及び本件の犯罪の性質、取調べにおける本件の占める割合や等の取調べの態様等を総合衡量して判断する。

（2）これを本件についてみるに、まず、別件は被害金が 3 万円と少額で、被害者である X 社の社長も被害届の提出を渋っていたのであるから、別件での逮捕の必要性は低かったという。かかる事実は本件目的を推認する。また、別件の捜査に至った経緯は、本件で甲を逮捕するには証拠が不十分であり別件の犯罪の嫌疑がないかと考えて事情聴取をしたことにある。したがって、本件での捜査状況が不十分であったため別件の捜査に至ったという経緯があり、かかる事実は本件目的を推認する。次に、別件は軽微な犯行であるのに対して、本件は強盗致死と極めて重大な犯罪であり、かかる事情も本件目的を推認する。さらに、取調状況をみるに、別件の取調べの合計時間は 20 時間であるのに対して、本件の取調べ時間はその倍である 40 時間であるし、本件での取調べは、3 月 3 日から 6 日、8 日から 12 日、16 日から 18 日と連日でなされており、その態様も執拗であるといえる。

これらの事情を総合衡量すれば、上記逮捕は本件を目的とした別件逮捕であるといえる。

（3）よって、下線部①の業務上横領罪での甲の逮捕・勾留、その後の身柄拘束は違法である。

2. 小問2 について

（1）まず、小問1 と異なる結論を導く理論構成として考えられるのは、別件逮捕は別件での逮捕の要件を満たす限り逮捕は適法であり、その後の余罪取調べの問題として処理すべきであるとの見解である。しかし、別件逮捕は本件についての司法審査を潜脱するもので令状主義の趣旨に反するものであるし、別件での身柄拘束の後には本件での身柄拘束も予定されており、不当に身柄拘束が長期化され、厳格な身柄拘束期間を規定した趣旨を没却するものであるから、別件逮捕を適法とすることはできない。

（2）次に、事実認定段階で1 と異なる構成が考えられる。すなわち、本件での取調べが主になされたのは、別件での捜査につき、Y の出張等の都合により供述を得ることが困難

であったことや、防犯カメラの映像入手に支障が生じたことなど、捜査が難航していたからであり、意図的に本件の取調べを行っていたわけではないことが考えられる。しかし、別件の捜査が難航しているからといって、その間に本件の取調べをする必要は無いはずであり、にもかかわらず、別件捜査の間に必ず本件の取調べをしていたことは本件取調べの目的があったことにほかならないから、かかる反論は採用することはできない。

第2. [設問2] について

1. 裁判所は、検察官の訴因変更請求に対し、「公訴事実の同一性」が認められる限りは訴因変更を許さなければならない（刑事訴訟法 312 条 1 項）。そこで、公訴事実 1 及び公訴事実 2 との間に「公訴事実の同一性」が認められるかが問題となる。

この点、訴因変更の範囲が公訴事実の範囲に限られる趣旨は、同一公訴事実につき 2 つの刑罰が科されると二重処罰になるおそれがあるため、これを避けることにある。そこで、「公訴事実の同一性」は、かかる二重処罰のおそれがある場合、具体的には、基本的事実関係に共通性がある場合をいう。その判断は、事実的共通性及び、非両立か否かでなされるべきである。

これを本件についてみるに、公訴事実 1 と公訴事実 2 は、いずれも被害者が A であり、平成 30 年 11 月 20 日という日時、A 方という場所、現金 3 万円という対象につき共通している。そして、業務上横領と詐欺は、前者が占有している物に対する行為で後者は被害者から占有を移転させる行為であり、同一日時で同一物についてなすことは不可能であるから、両罪は非両立の関係にあるといえる。

したがって、公訴事実 1 と公訴事実 2 は「公訴事実の同一性」が認められる。

2. もっとも、本件は公判前整理手続を経ているので、新たな証拠調請求はできず（刑事訴訟法 316 条の 32）、訴因変更が許されないのではないか。

この点、316 条の 32 の趣旨は、公判前整理手続で争点及び証拠を整理して公判の円滑かつ計画的な進行を実現するとともに被告の防御に配慮することにある。そうだとすれば、訴因変更は事実の変更があり、新たな争点が生じる可能性があり、公判の進行が遅れるし、被告の防御にも影響があるので、同規定の趣旨に照らせば、原則として、公判前整理手続を経た後の訴因変更は認められないと解すべきである。しかし、同規定の趣旨のうち、公判の円滑な進行も最終的には被告人の権利保護のためにあるのであるから、被告の防御の観点から訴因変更を許容しても問題ないといえる場合は、例外的に訴因変更が認められると考える。

これを本件についてみるに、検察官が公判前整理手続後に訴因変更をしたのは、X 社長及び A 自らの証言により、集金当時 A に集金権限がない旨陳述したことに原因があるから、A の防御の観点から訴因変更をしても問題ないと考えられる。

3. したがって、裁判所は訴因変更を認めるべきである。

設問1

第1 逮捕、勾留、再勾留の適法性

1 反対の結論を導く理論構成（以下、「反対説」とする）について

- (1) 本件は、本件強盗致死事件につき、逮捕・勾留の要件を満たさないと考えられる状況で、かかる事件の取調べ目的で本件業務上横領事件について逮捕・勾留が行われていると考えられる。そのため、いわゆる本件基準説からすると、逮捕・勾留が違法であるとの結論が導かれる。
- (2) 本件取調べ目的で他に逮捕の要件を満たした別件により身体拘束がなされた場合の適法性については、以下のように考える。すなわち、まずいわゆる別件について、通常逮捕の要件を満たしていることを前提に、この逮捕がいわゆる本件の取調べ目的でなされたといえるような場合には、かかる逮捕は違法になる。

ア まず、本件では、別件につき、時間制限など手続的要件については問題ない（刑事訴訟法（以下略）199条以下）。そのため、以下は手続的要件以外の要件につき考える。

まず、本件業務上横領事件については、X社社長の供述調書、Aの供述調書などから甲が犯人であると疑うに足りる証拠があるといえる。そのため、逮捕の理由はある。

また、本件事案に照らして、逮捕の必要性（刑事訴訟規則143条の3）が無いといえるような事情はない。

したがって、本件においては、本件業務上横領事件について、通常逮捕の要件を充足する。

イ また、勾留については、本件ではほとんど事情がないものの、通常逮捕するに足りる事情があり、その後の事情の変動がないことからすると、これについても認められると考える。

ウ もっとも、Pの意図としては、本件強盗致死事件において、甲を逮捕するに足りる証拠が不十分であったため、別の犯罪の嫌疑で本件業務上横領事件の逮捕を行ったという事情がある。そもそも、本件業務上横領事件自体、そもそもX社社長は被害届を提出する気があまりなく、Pの熱心な説得により提出され、捜査が開始されたものである。その額も3万円に過ぎず、逮捕の必要性が高いとまでは言えない。

以上からすると、本件の逮捕・勾留は本件の逮捕目的でなされたものであると評価できる。

- (3) したがって、逮捕・勾留は違法である。

2 私見

反対説のように考えると、令状審査において、裁判官に過大な負担をかけることになる。すなわち、令状審査は厳格な時間制限が定められた趣旨から迅速になされる必要があるところ、裁判官に別件の逮捕要件の他、本件目的であるかどうかの審査を委ねることは妥当ではない。したがって、別件の逮捕要件を満たす限りは適法となる。

したがって、逮捕・勾留は、上記の通りその要件を満たすことから、適法である。

第2 身体拘束の違法について

1 反対説について

逮捕・勾留中の身体拘束は、身体拘束を認めた状態で逮捕等の理由となった犯罪につき、取調べを認める趣旨である。そうすると、逮捕・勾留の理由となった犯罪の取調べの必要性が無いにも関わらず、いわゆる本件について取調べを行い、専ら本件についての身体拘束といえるような状態になった時点において、かかる身体拘束は、違法となると解する。

本件では、合計取調べ時間が別件につき 20 時間であるのに対し、本件については、40 時間も費やされている。もっとも、19 日において、3 時間の取調べがなされているところ、これは、Y の 1 回目の取調べを受けて、これに続く 2 回目の取調べが必要となったため、それに合わせて行われたものである。そのため、19 日の時点では別件についての取調べの必要性があったというべきである。そうすると、この時点において未だ違法な身体拘束となっているとまでは言い難い。

したがって、身体拘束に違法はない。

2 私見

反対説のように考えるとすると、いわゆる別件について取調べの必要性が認められる限りにおいて、それ以前の身体拘束は適法となることになる。これは、前述の身体拘束の趣旨に反するものである。そのため、身体拘束の必要性は個別に考えるべきである。

まず、7 日目までの取調べはほとんどの時間が別件に費やされている。また、裏付け捜査やそのたの聞き込みが進んでおらず、別件について取調べの必要性がある。

ついで、8 日から 12 日までの取調べについては、専ら本件についての取調べである。そのためこの期間においては、身体拘束は違法とも思える。もっとも、この時点では別件につき H 店、I 店での捜査、これに引き続く捜査が行われており、別件について取調べの必要性が継続している。そして、この捜査に引き続いて、13 日にこれに関する取調べが行われている。そのため、この期間についても違法はないといえる。

その後、13 日から 15 日の取調べについても同様である。

しかし、16 日の取調べについては問題がある。つまり、Y の取調べにおいて、一応これを裏付けるための取調べが可能であった。それにも関わらず、本件について専ら取調べが行われている。この時点においては、別件のための身体拘束とは言えず、本件捜査目的でなされたものと評価できる。

したがって、この期間について、違法がある。

設問 2

第 1 訴因変更の可否

1 まず、本件において、そもそも訴因変更は可能か。「公訴事実の同一性」（312 条

1 項) が認められるかが問題となる。

312 条 1 項は、処罰関心の狩猟的搜索を防止するために設けられたものであり、訴因変更の限界を画するためのものである。「公訴事実の同一性」が認められるかどうかは、基本的事実について同一性が認められるかどうかによる。そして、補充的に訴因変更前後の訴因が非両立の関係にあるかどうかを考慮する。

本件では、訴因変更前は、業務上横領罪の訴因であったのに対し、変更後は、詐欺罪である。もっとも、これらは財産犯として罪質に共通性がある。また訴因変更前後で両者とも、A から集金した金銭を対象としたものである点に共通性がある。加えて、その額、犯罪が行われた場所、その態様は、ほとんど同様である。異なるのは、集金のする権限が被告人にあったかどうかには過ぎない。そして、この点については、被告人が同時に集金する権限があることとないことは両立しない。

2 以上からすると、基本的事実に同一性が認められ、「公訴事実の同一性」が認められる。

第 2 では、そうであるとしても、本件では、公判前整理手続きが終了後に訴因変更の申立てがなされている。そのため、公判前整理手続き、および裁判員裁判の趣旨に鑑み、訴因変更の申立てを認めるべきではないのではないか。

1 公判前整理手続きの趣旨が、迅速な公判 (316 条の 2 第 1 項) にあり、裁判員裁判においても、迅速性、計画性が求められることからすると (裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 51 条参照)、公判整理手続きの終了後の訴因変更をすべて認めることは妥当とは言えない。そこで、公判前整理手続きが終了後に訴因変更したことがやむを得ない事由によるものであり、これを認めたとしても迅速な裁判という観点から問題がないといえる場合には、訴因変更を認めても良いと解する。

まず、訴因変更に至ったのは、公判前整理手続きが終了するまでに、甲の集金権限が争点とならず、問題となったのは、公判前整理手続きが完了してからである。それまでこの点は争点とならず、訴因変更の機会はなかった。訴因変更を公判前整理手続き前に行わなかったことはやむを得ないといえる。

そして、訴因変更後は、甲に集金権限があるかどうかは争点となる。そして、これについては、X 社社長及び A の証人尋問により明らかになるものである。その他の点について追加の取調べが必要となることはない。したがって、訴因変更を認めたとしても、新たな取調べが必要となるといった事情はない。迅速な裁判という要請を害することもない。

2 したがって、訴因変更の請求を裁判所は許可すべきである。

以上